お手続きのご案内

このたびは「ちばぎんカードローン」「ちばぎんフリーローン」をお申込みいただき、誠にありがとうございます。
以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記のちばぎんローン受付センターまでお問い合わせください。
今後とも、私ども千葉銀行をお引き立てくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

《お手続きの流れ》

1. 申込書類のプリントアウト	・画面の印刷ボタンを押して、A4 サイズの普通紙にプリントアウトしてください。
2. 申込書類のご記入	・「記入例」にしたがい、必ず「お借入れをされるご本人さま」がご記入ください。
	・事前審査がお済みの方は利用申込書の赤枠（太枠）内のみご記入ください。
3. FAX 送信またはご郵送	・ご記入いただきましたら、お手数ですが必要書類を下記ＦＡＸ番号宛にご送信ください。 **ＦＡＸ番号：0120－17（いいな）－7889（チババンク）** ※ＦＡＸ送信の際は、番号を十分にご確認いただき、誤送信されませんようご注意ください。
	・郵便でのご送付をご希望の場合は、添付の返信用封筒をご利用ください。なお、お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。

《申込書類及びご送付いただく書類について》

◆申込書類（本紙含め 11 枚）
1. ご記入例　2. 利用申込書兼保証委託依頼書（銀行提出用）
3. 利用申込書兼保証委託依頼書（お客さま控）　4. ローン規定・保証委託約款（3 枚）
5. 個人情報に関する同意条項（2 枚）　6. 返信用封筒　7. 封筒中面

◆ご送付いただく書類

1. 利用申込書兼保証委託依頼書＜銀行提出用＞

2. 本人確認資料の写し（現住所の記載があるもので、以下のいずれか１点）
(1) 運転免許証※1　(2) パスポート※2　(3) 個人番号カード（表面のみ）※3　(4) 在留カード※1
(5) 特別永住者証明書※1　等

※1　変更事項がある方については、表・裏両面の写しが必要です。
※2　顔写真のページと所持人記入欄（お名前・住所等記入箇所）の両方の写しが必要です。
※3　表面のみ写しをご提出ください。個人番号が記載された裏面はご提出いただかないようお願いします。

3. 所得証明書類の写し（50 万円を超えるお借入極度額/お借入金額を希望される方）
仮審査の結果、50 万円を超えるお借入極度額/お借入金額を希望される方は、ご本人さまの直近のご年収を確認できる書類をご提出いただくこととなるため、上記書類とともにあらかじめ所得証明書類をご同封いただくこともできます。
（注）お借入極度額/お借入金額が 50 万円以下の場合は、所得証明書類の提出は必要ございません。

【以下のいずれか１点】
(1) 源泉徴収票※1　(2) 住民税決定通知書※1　(3) 給与明細書※2・賞与明細書※3
(4) 確定申告書　第一表（収入金額等が確認できる頁）※4　等

※1　最新のもの。
※2　１ヶ月分でも審査が可能です。（支給日または発行日が３ヶ月以内のもの）
※3　過去１年分の賞与明細書を併せてご提出いただいた場合、給与明細書の金額に加算させていただきます。
※4　「税務署受付印」のあるもの。e-Tax 利用の場合は申告書の写しおよび受信通知をご提出ください。（直近１期分）

＜お問い合わせ先＞
ちばぎんローン受付センター
電話番号：0120－68－7878　受付時間　9：00～21：00（12/31～1/3 を除く）

ちばぎんフリーローン「クイックパワー＜アドバンス＞」 利用申込書兼保証委託依頼書ご記入例

ご注意事項

●ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
●必ずお借入れをされるご本人さまがご記入ください。
●本人確認資料の写し※（現住所の記載があるもの）と共に利用申込書兼保証委託依頼書〈銀行提出用〉をFAX送信またはご郵送ください。なお、審査の結果、50万円を超えるお借入金額を希望される方は、ご本人さまの直近のご年収を確認できる書類をご提出いただきますので、あらかじめ所得証明書類の写し※を上記書類とともにご送付いただくこともできます。
※ご提出いただく書類の詳細については、ホームページ内の商品概要等にてご確認ください。
●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
●万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

ご記入例をご覧になり、漏れなくお書きください。
●本記入例はお申込み後も保管してください。

FAX送信ページ

ご記入日をお書きください。

ちばぎんフリーローン「クイックパワー＜アドバンス＞」 利用申込書兼保証委託依頼書〈銀行提出用〉

株式会社 千葉銀行 御中
保証委託先　エム・ユー信用保証株式会社 御中

★本人確認資料の写し※（現住所の記載があるもの）と共に本ページをFAX送信またはご郵送ください。
なお、審査の結果、50万円を超えるお借入金額を希望される方は、ご本人さまの直近のご年収を確認できる書類をご提出いただきますので、あらかじめ所得証明書類の写し※を上記書類とともにご送付いただくこともできます。
※ご提出いただく書類の詳細については、ホームページ内の商品概要等にてご確認ください。

申込日	令和　1 年　5 月　10 日

私は、別紙「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の各条項に同意の上、エム・ユー信用保証株式会社を連帯保証人として株式会社千葉銀行に「ちばぎんフリーローン」の利用を申込みます。

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承ください。その場合、本申込書はご返却できませんので、あわせてお含みおきください。

事前審査がお済みの方は赤枠（太枠）の中のみご記入ください。

お客さまへ	◆ご印鑑は不要です。 ◆お申込みの前に、「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」をよくお読みください。 ◆FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。 ◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。	私は、標記ローンを申込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の各条項を理解したうえで同意します。 ご署名（自署）：千葉　豊

お借入希望金額（10万円以上800万円以内）	2 0 0 万円	お借入希望期間（6ヶ月以上15年以内（6ヶ月単位））	1 5 年 0 ヶ月

必ずフリガナをお書きください。

フリガナ	チバ　ユタカ	フリガナ	
おなまえ（自署）	千葉　豊	旧姓	
		性別	(男)・女
生年月日	(昭和)・平成 55 年 1 月 1 日		
自宅電話番号	(043) ○○○－○○○○ (1)ご本人 2.(　　)（名義）		
携帯電話番号	(090) 7○○○－○○○○ (1)ご本人 2.(　　)（名義）		
独身・既婚	1. 独身　(2). 既婚		

旧姓がある方は必ずご記入ください。

おところ	〒260－0024 千葉市中央区千葉港1－2 ○○マンション　305号 （アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください）
お住まい 持家	1.自己一戸建て　(2).自己マンション　3.家族一戸建て　4.家族マンション → 住宅ローンありの場合（自己負担額）〈毎月返済〉100 千円　〈ボーナス返済（年間）〉300 千円
お住まい 賃貸	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート　4.公団　5.公営 → 毎月の家賃　千円（うち自己負担　千円）
お住まい 社宅	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート　4.寮 → 毎月の使用料　千円（うち自己負担　千円）
扶養家族	扶養家族数（3）人※ご本人さま含む　うち子供（1）人
入居年月	昭和 (平成) 令和　25 年　4 月

必ず郵便番号をお書きください。

マンション・アパート名、部屋番号までお書きください。

住宅ローンのご返済額はご自身の負担額のみをご記入ください。

ご返済用預金口座のお届け	千葉銀行　千葉駅前 支店	普通預金口座番号（本人名義のみ） 1 2 3 4 5 6 7	私は、ちばぎんフリーローン契約にもとづき、私名義の左記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

当行にて既に他のローンをご利用の方は、他のローンと同一のご返済用普通預金口座番号をご記入ください。（インターネット支店はその限りではございません。）

ご利用目的	1.生活費　2.飲食・交際費　(3).レジャー資金　4.冠婚葬祭費　5.入院・治療費　6.教育資金　7.借入金返済資金　8.車の購入・整備費　9.その他（　　）

ご職業	(1).正社員・自営　2.契約・嘱託・派遣　3.アルバイト　4.パート　5.季節工・期間工 → 下記全項目をご記入ください 6.専業主婦 → 「保険種類」「年収」欄のみご記入ください（年収は世帯年収）
フリガナ	カブシキガイシャ　チバブッサン
お勤め先（正式社名）	株式会社 千葉物産
お勤め先住所電話番号	〒261－0000　電話番号（043）－ 1○○ － ○○○○ 千葉市美浜区○○1－2 （所属部課　営業部　内線 ○○○○）
業種	1.卸売・小売業　2.建設・不動産業　3.製造業　4.飲食業　5.運送業　6.公務員　7.金融業・証券・保険　8.教育・医療・福祉　9.IT・情報処理関連　10.その他（　　）
入社年月	昭和・(平成)・令和　14 年　4 月
社員数	50 人
お仕事の内容	1.事務　(2).営業　3.販売　4.労務　5.運転手　6.技能　7.技術　8.個人経営　9.法人経営　10.接客
保険種類	(1).社会保険　2.組合保険　3.共済保険　4.日雇保険　5.船員保険　6.国民健康保険　7.社名入り国保
収入形態	(1).固定給　2.一部歩合給　3.完全歩合給
年収（税込）	○○○ 万円

必ず郵便番号とご連絡がとれる勤務先の電話番号をお書きください。

・前年度税込年収をご記入ください。
・確定申告されていない方は源泉徴収票の「支払金額」をご記入ください。
・確定申告されている方は確定申告書の「所得金額合計」をご記入ください。収入金額ではありませんのでご注意ください。
・専業主婦の方は「世帯年収」を、ご記入ください。

出向先派遣先	※出向・派遣社員の方はご記入ください。	フリガナ 会社名	出向先派遣先住所電話番号	〒　－　電話番号（　）－　－

この商品を何でお知りになりましたか。	(1).行員による勧誘　2.知人の紹介　3.業者の紹介　4.ダイレクトメール　5.Eメール　6.テレフォンバンキング　7.ATMのメッセージ　8.店頭掲示ポスター　9.パンフレット　10.ちばぎんホームページ　11.ラジオCM　12.雑誌広告　13.新聞広告　14.電車・バス広告　15.ポケットティッシュ　16.その他（　　）

ちばぎんフリーローンを何でお知りになったかをご記入ください。

ローンのお借入れ			
●金融機関	1 件	2,000 万円
（うち住宅ローン）	（　1 件）（	2,000 万円）
●信販・クレジットカード会社	1 件	30 万円
●消費者金融会社	1 件	30 万円
合計	3 件	2,060 万円

お借入れが無い場合は「0」をご記入ください。

銀行使用欄

受付	店番		担当印
	職員番号		

※在籍確認	確認方法	□職域受付　□保険証　□給振あり　□その他（　　）	確認者印
	勤務先名		
	職員番号		

※在籍確認を行った場合、勤務先名を必ず記入する。

コード5039　保存期間10年

FAX送信ページ

ちばぎんフリーローン「クイックパワー＜アドバンス＞」 利用申込書兼保証委託依頼書〈銀行提出用〉

株式会社 千葉銀行 御中
保証委託先　エム･ユー信用保証株式会社 御中

★本人確認資料の写し※（現住所の記載があるもの）と共に本ページをFAX送信またはご郵送ください。
なお、審査の結果、50万円を超えるお借入金額を希望される方は、ご本人さまの直近のご年収を確認できる書類をご提出いただきますので、あらかじめ所得証明書類の写し※を上記書類とともにご送付いただくこともできます。
※ご提出いただく書類の詳細については、ホームページ内の商品概要等にてご確認ください。

申込日	令和　　年　　月　　日

私は、別紙「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」の各条項に同意の上、エム･ユー信用保証株式会社を連帯保証人として株式会社千葉銀行に「ちばぎんフリーローン」の利用を申込みます。

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承ください。その場合、本申込書はご返却できませんので、あわせてお含みおきください。

事前審査がお済みの方は赤枠（太枠）の中のみご記入ください。

お客さまへ	◆ご印鑑は不要です。 ◆お申込みの前に、「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」をよくお読みください。 ◆FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。 ◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

私は、標記ローンを申込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」の各条項を理解したうえで同意します。

ご署名（自署）	

お借入希望金額（10万円以上800万円以内）	万円	お借入希望期間（6ヶ月以上15年以内（6ヶ月単位））	年　ヶ月

フリガナ		フリガナ		おところ	〒　－ （アパート･マンション名、部屋番号等までご記入ください）
おなまえ（自署）		旧姓			
		性別	男 ・ 女		
生年月日	昭和 ・ 平成　年　月　日	お住まい 持家	1.自己一戸建て　2.自己マンション 3.家族一戸建て　4.家族マンション	住宅ローンありの場合（自己負担額）	〈毎月返済〉　千円 〈ボーナス返済（年間）〉　千円
自宅電話番号	（　　）　－　（名義）1.ご本人 2.（　）	賃貸	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート 4.公団　5.公営	毎月の家賃	千円 （うち自己負担　千円）
携帯電話番号	（　　）　－　（名義）1.ご本人 2.（　）	社宅	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート 4.寮	毎月の使用料	千円 （うち自己負担　千円）
独身･既婚	1.　独身　2.　既婚	扶養家族	扶養家族数（　　）人※ご本人さま含む うち子供（　　）人	入居年月	昭和・平成・令和　年　月

ご返済用預金口座のお届け	千葉銀行　支店	普通預金口座番号（本人名義のみ）	私は、ちばぎんフリーローン契約にもとづき、私名義の左記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

ご利用目的	1.生活費　2.飲食･交際費　3.レジャー資金　4.冠婚葬祭費　5.入院･治療費　6.教育資金　7.借入金返済資金　8.車の購入･整備費 9.その他（　　）

ご職業	1.正社員･自営　2.契約･嘱託･派遣　3.アルバイト　4.パート　5.季節工･期間工	下記全項目をご記入ください			
	6.専業主婦	「保険種類」「年収」欄のみご記入ください（年収は世帯年収）			
フリガナ お勤め先（正式社名）		お勤め先住所電話番号	〒　－　電話番号（　）－　－ （所属部課　内線　）		
業種	1.卸売･小売業　2.建設･不動産業　3.製造業　4.飲食業　5.運送業　6.公務員　7.金融業･証券･保険　8.教育･医療･福祉　9.IT･情報処理関連　10.その他（　）				
入社年月	昭和・平成・令和　年　月	社員数	人	お仕事の内容	1.事務　2.営業　3.販売　4.労務　5.運転手　6.技能　7.技術　8.個人経営　9.法人経営 10.接客
保険種類	1.社会保険　2.組合保険　3.共済保険　4.日雇保険　5.船員保険 6.国民健康保険　7.社名入り国保	収入形態	1.固定給　2.一部歩合給　3.完全歩合給	年収（税込）	万円

出向先派遣先	※出向･派遣社員の方はご記入ください。	フリガナ 会社名		出向先派遣先住所電話番号	〒　－　電話番号（　）－　－

この商品を何でお知りになりましたか。	1.行員による勧誘　2.知人の紹介　3.業者の紹介 4.ダイレクトメール　5.Eメール　6.テレフォンバンキング 7.ATMのメッセージ　8.店頭掲示ポスター　9.パンフレット 10.ちばぎんホームページ　11.ラジオCM　12.雑誌広告　13.新聞広告 14.電車･バス広告　15.ポケットティッシュ　16.その他（　）	ローンのお借入れ	●金融機関　件　万円 （うち住宅ローン）（　件）（　万円） ●信販･クレジットカード会社　件　万円 ●消費者金融会社　件　万円 合計　件　万円

銀行使用欄

受付	店番		担当印
	職員番号		

※在籍確認	確認方法	□職域受付　□保険証　□給振あり　□その他（　）	
	勤務先名		確認者印
	職員番号		

※在籍確認を行った場合、勤務先名を必ず記入する。

コード5039　保存期間10年

ちばぎんフリーローン「クイックパワー＜アドバンス＞」 利用申込書兼保証委託依頼書〈お客さま控〉

株式会社 千葉銀行 御中
保証委託先　エム･ユー信用保証株式会社 御中

申込日	令和　　年　　月　　日

私は、別紙「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」の各条項に同意の上、エム･ユー信用保証株式会社を連帯保証人として株式会社千葉銀行に「ちばぎんフリーローン」の利用を申込みます。

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承ください。その場合、本申込書はご返却できませんので、あわせてお含みおきください。

事前審査がお済みの方は赤枠（太枠）の中のみご記入ください。

お客さまへ	◆ご印鑑は不要です。 ◆お申込みの前に、「ちばぎんフリーローン契約」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」をよくお読みください。 ◆FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。 ◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

私は、標記ローンを申込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得･保有･利用･提供に関する条項（同意条項）」の各条項を理解したうえで同意します。

ご署名（自署）	

お借入希望金額（10万円以上800万円以内）	万円	お借入希望期間（6ヶ月以上15年以内（6ヶ月単位））	年　ヶ月

フリガナ		フリガナ		おところ	〒　－ （アパート･マンション名、部屋番号等までご記入ください）
おなまえ（自署）		旧姓			
		性別	男 ・ 女		
生年月日	昭和 ・ 平成　年　月　日				
自宅電話番号	（　　）　－	（名義）1.ご本人 2.（　　）			
携帯電話番号	（　　）　－	（名義）1.ご本人 2.（　　）			

お住まい				
持家	1.自己一戸建て　2.自己マンション　3.家族一戸建て　4.家族マンション	住宅ローンありの場合（自己負担額）	〈毎月返済〉　千円 〈ボーナス返済（年間）〉　千円
賃貸	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート　4.公団　5.公営	毎月の家賃	千円 （うち自己負担　千円）
社宅	1.一戸建て　2.マンション　3.アパート　4.寮	毎月の使用料	千円 （うち自己負担　千円）

独身･既婚	1.　独身　2.　既婚	扶養家族	扶養家族数（　　）人※ご本人さま含む うち子供（　　）人	入居年月	昭和・平成・令和　年　月

ご返済用預金口座のお届け	千葉銀行　支店	普通預金口座番号（本人名義のみ）	私は、ちばぎんフリーローン契約にもとづき、私名義の左記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

ご利用目的	1.生活費　2.飲食･交際費　3.レジャー資金　4.冠婚葬祭費　5.入院･治療費　6.教育資金　7.借入金返済資金　8.車の購入･整備費 9.その他（　　）

ご職業	1.正社員･自営　2.契約･嘱託･派遣　3.アルバイト　4.パート　5.季節工･期間工	下記全項目をご記入ください
	6.専業主婦	「保険種類」「年収」欄のみご記入ください（年収は世帯年収）
フリガナ お勤め先（正式社名）		お勤め先住所電話番号　〒　－　電話番号（　）－　－ （所属部課　内線　）
業種	1.卸売･小売業　2.建設･不動産業　3.製造業　4.飲食業　5.運送業　6.公務員　7.金融業･証券･保険　8.教育･医療･福祉　9.IT･情報処理関連　10.その他（　）	
入社年月	昭和・平成・令和　年　月	社員数　人
お仕事の内容	1.事務　2.営業　3.販売　4.労務　5.運転手　6.技能　7.技術　8.個人経営　9.法人経営　10.接客	
保険種類	1.社会保険　2.組合保険　3.共済保険　4.日雇保険　5.船員保険　6.国民健康保険　7.社名入り国保	
収入形態	1.固定給　2.一部歩合給　3.完全歩合給	年収（税込）　万円

出向先派遣先	※出向･派遣社員の方はご記入ください。	フリガナ 会社名	出向先派遣先住所電話番号	〒　－　電話番号（　）－　－

この商品を何でお知りになりましたか。	1.行員による勧誘　2.知人の紹介　3.業者の紹介 4.ダイレクトメール　5.Eメール　6.テレフォンバンキング 7.ATMのメッセージ　8.店頭掲示ポスター　9.パンフレット 10.ちばぎんホームページ　11.ラジオCM　12.雑誌広告　13.新聞広告 14.電車･バス広告　15.ポケットティッシュ　16.その他（　）	ローンのお借入れ	●金融機関　件　万円 （うち住宅ローン）（　件）（　万円） ●信販･クレジットカード会社　件　万円 ●消費者金融会社　件　万円 合計　件　万円

コード5039

【ちばぎんフリーローン契約】

私は、エム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という。）の保証による「ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」」を株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）へ申込み、金銭消費貸借契約を締結するにあたり、次の各条項を約定します。

第１条（元利金返済額等の自動支払）

１．私は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

２．銀行は、各返済日に払戻請求書等によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

３．毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、元利金返済額と損害金の合計額相当額が預け入れられるまで、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第２条（繰上返済）

１．私が、本契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は融資実行後に送付するご契約内容のご案内（以下「契約内容通知」という）に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済の１０日前までに銀行へ通知するものとします。

２．繰上返済により半年ごとの増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。

３．私が繰上返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。

４．一部繰上返済をする場合は、前３項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、契約内容通知に定める半年ごと増額返済日とします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日につづく６か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する利率は、契約内容通知に記載のとおりとし、変わらないものとします。	

第３条（期限前の全額返済義務）

１．私について次の各号の事由の一つでも生じた場合には、私は本契約による債務全額について期限の利益を失い、契約内容通知に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

⑴私が返済を遅延し、銀行から書面等により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。

⑵私が住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の存在が不明となったとき。

⑶保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

２．次の各場合には、私は、銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、契約内容通知に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

⑴私が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

⑵私が第７条または第８条の契約に違反したとき。

⑶私が支払いを停止したとき。

⑷私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑸担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

⑹私について、民事再生手続または個人民事再生手続開始の申立その他類似手続開始の申立があったとき。

⑺前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第３条の２（反社会的勢力の排除）

１．私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

⑵私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

⑶自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

⑷暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑸私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

⑴暴力的な要求行為

⑵法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

⑷風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

⑸その他前各号に準ずる行為

３．私が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から請求があり次第、本契約による債務全額について弁済期が到来するものとし、直ちに本契約による債務全額を弁済します。

４．前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私がその責任を負います。

第４条（銀行からの相殺）

１．銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、私の銀行に対する預金その他の債権等とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

２．前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により１年を３６５日とし、日割で計算します。

第５条（借主からの相殺）

１．私は、本契約による債務と期限の到来している私の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債権の期限が未到来であっても、相殺することができます。

２．前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は契約内容通知に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第２条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の１０日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺の手続きは銀行の定めるところによるものとします。また、相殺した預金その他の債権の証書および通帳がある場合には、当該証書および通帳に届出印を押印して直ちに銀行に提出します。

３．第１項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。

第６条（債務の返済等にあてる順序）

１．銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。

２．私から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。

３．私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

４．第２項のなお書または第３項によって銀行が指定する私の債務については、私の同意を得て、その期限が未到来であっても到来したものとして相殺することができます。

第７条（担保の提供）

私は、私に信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたてるものとします。

第８条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、私は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第９条（本人認証および銀行の免責）

以下のいずれかにより、銀行が相当の注意をもって本人認証を行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故、印鑑・カードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

①この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑（または署名鑑・暗証）と照合し、相違ないことを確認した場合

②銀行所定の電子装置で読み取ったカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを銀行所定の方法により確認し、相違ないことを確認した場合

またインターネットバンキング等において、本人確認のために入力または通知されたＩＤ・パスワード等の情報と銀行に登録されている情報が一致することを銀行所定の方法により確認のうえ、相違ないと認めて取り扱ったときは、ＩＤ・パスワード等の情報につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

第１０条（諸費用の負担）

本契約に関する次の各号に掲げる費用は、私が負担するものとします。

⑴私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

⑵その他本契約に関し、私が負担すべき収入印紙代その他一切の費用。

第１１条（諸費用の預金口座よりの引落し）

私は、前条の諸費用について、銀行所定の日に払戻請求書等の提出なしに返済用預金口座から引落し、あるいは借入金から差し引きのうえ、銀行または保証会社への支払にあてることに同意します。

第１２条（届出事項）

１．氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、私は直ちに銀行に書面または銀行所定の方法で届出るものとします。この届出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。

２．私が前項の届出を怠ったため、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所にあて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第１３条（報告および調査）

１．私は、債権保全上必要と認めて請求をした場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

２．私は、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第１４条（債権譲渡）

１．銀行は、将来本契約による債権を他の金融機関に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。

２．前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になることがあります。この場合、私は、銀行に対して、従来どおり契約内容通知に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払うことに同意し、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第１５条（契約の変更）

１．銀行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本契約を変更することができます。

２．前項による本契約の変更は、変更後の本契約の内容を銀行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第１６条（合意管轄）

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または契約内容通知に記載の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以　上

〈個人信用情報機関の登録〉

１．私は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために使用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間

官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する、苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3．前2項に定める個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません。）。

①銀行が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
☎０３―３２１４－５０２０

②同機関と提携する個人信用情報機関
株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ）
https://www.jicc.co.jp/
☎０５７０―０５５－９５５
株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）
https://www.cic.co.jp/
☎０５７０―６６６－４１４

以　上

【保証委託約款】

私は、株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）に、「ちばぎんフリーローン「クイックパワー<アドバンス>」」による金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）において負担する債務について、エム・ユー信用保証株式会社（以下「貴社」という。）に下記の規定にもとづく保証を委託します。

第１条（委託の範囲）

1　私が貴社に保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき、私が株式会社千葉銀行（以下「銀行」という）に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれても異議ありません。

2　原契約の内容が変更されたときは、本契約（<個人情報の取扱いに関する同意書>を含む。以下同じ。）にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

3　貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約にかかる貸付を実行したときに成立するものとします。

4　本契約にもとづく保証委託の効力は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する債務が残存する間、存続するものとします。

第２条（債務の弁済）

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

第３条（反社会的勢力の排除）

1　私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは貴社の信用を毀損し、または銀行もしくは貴社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3　私が暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、貴社はこの保証を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第４条第５項を除き、第４条を準用します。

4　前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴社に何らの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第４条（中止・解約・終了）

1　原契約または本契約にもとづく私の不履行など貴社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも貴社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって貴社の通知に代えるものとします。

2　前項により貴社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、貴社には負担をかけません。

3　原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、私は、貴社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。

4　保証債務が履行済みであるか否かを問わず、貴社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、貴社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。

5　第1項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第５条（代位弁済）

1　貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。

2　貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。

3　前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第６条（求償権）

1　前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに貴社に支払います。

①前条により貴社が代位弁済した全額。

②貴社が代位弁済のために要した費用の総額。

③前号①、②の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年１４．６％の割合（年３６５日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年３６６日の日割計算）による遅延損害金。

④貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第７条（求償権の事前行使）

1　私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第５条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

①銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。

②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。

③租税公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

④原契約または本契約の条項に違反したとき。

⑤その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。

2　貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第８条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第９条（通知義務等）

1　私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

2　前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。

3　氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届出いたします。

4　私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第１０条（成年後見人等の届出）

1　私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。

2　私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。

3　私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第１項および第２項と同様に届出いたします。

4　私またはその代理人は、第１項から第３項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。

5　第１項から第４項までの届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

第１１条（公正証書の作成）

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第１２条 （管理・回収業務の委託）

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第１３条（債権の譲渡）

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第１４条（保証委託約款の変更）

1　保証委託約款の内容を変更した場合、貴社は私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。

2　変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもとづく取引をした場合、貴社は私がその変更内容を承認したものとみなします。

第１５条（費用の負担）

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第６条および第７条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

第１６条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴額にかかわらず貴社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

エム・ユー信用保証株式会社

株式会社 千葉銀行

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

第１条（個人情報の利用目的）

私は、銀行が、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）にもとづき、私の個人情報（保有個人データを含みます。）を、下記の業務の範囲内で、銀行および銀行の関連会社や銀行と契約関係にある提携会社（銀行に広告配信等を依頼した企業等を含む）の商品やサービスに関し、下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

＜銀行の業務＞

①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務

②有価証券売買業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、確定拠出年金業務、クレジットカード業務、代理業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務

③その他銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

＜利用の目的＞

①預金口座の開設や融資のお申込み等、各種商品やサービスのお申込み受付のため

②犯罪収益移転防止法にもとづくご本人さまの確認等や、商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

③預金取引や融資取引等における期日管理や照会受付等、継続的なお取引における管理のため

④融資等のお申込みに際しての与信判断および与信後の継続的なご利用についての判断および管理のため

⑤適合性の原則等に照らした判断等、商品やサービスのご提供にかかる妥当性の判断のため

⑥与信に関わる業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑦他の事業者等から個人情報の取扱いを伴う業務を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑧債権保全のための調査等、お客さまとの契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため

⑨市場調査、並びにデータ集計・分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究・開発および管理のため

⑩お客さまとの面談の際等における、銀行および銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスの各種ご提案のため

⑪ダイレクトメールや電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスのご案内のため

⑫取得した取引履歴や閲覧履歴等の情報を分析し、お客さまの趣味・嗜好に応じた銀行および銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスのご提案・ご案内を行う等のマーケティング目的で活用するため

⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⑭その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（注）上記のうち、⑪についてはお客さまのお申出により停止することができます。

＜利用目的の限定＞

①銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入金返済能力に関する情報は、お客さまの返済能力の調査以外の目的に利用し、または第三者に提供いたしません。

②銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用し、または第三者に提供いたしません。

③銀行は、ご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等の回答に際しては、アンケート集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

第２条（個人信用情報機関の利用等）

１．私は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

２．銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日およびお本申込みの内容等が同機関に１年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

３．前２項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター　TEL 03−3214−5020

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ）　TEL 0570−055−955

https://www.jicc.co.jp/

株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）　TEL 0570−666−414

https://www.cic.co.jp/

第３条（個人信用情報機関の登録等）

１．私は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する、苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

２．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

３．前２項に規定する個人信用情報機関は第２条第３項に同じです。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません。）。

第４条（個人情報の保証会社との相互提供）

私は、本申込みおよび本取引について、保証会社に保証委託する場合には、本申込みおよび本取引に係る情報を含む私に関する下記情報を、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

１．銀行から保証会社に提供される情報

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報

②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報

③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報（過去のものを含む。）

④遅滞情報を含む本取引の弁済に関する情報

⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

＜提供される目的＞

①申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定

②保証取引の継続的な管理

③加盟する個人信用情報機関への提供

④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行

⑤市場調査等研究開発

⑥取引上必要な各種郵便物の送付

⑦金融商品やサービスの各種ご提案

⑧その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行

２．保証会社より銀行に提供される情報

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報

②保証会社での保証審査の結果に関する情報

③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

④保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報

⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

＜提供される目的＞

①保証審査の結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理

②加盟する個人信用情報機関への提供

③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行

④市場調査等研究開発

⑤取引上必要な各種郵便物の送付

⑥金融商品やサービスの各種ご提案

⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行

第５条（個人情報の提携先への提供）

１．私は、本契約が提携ローンで、以下のいずれかに該当する場合は、提携先に対し、以下の個人情報が提供されることに同意します。

①提携先による保証の場合

②借入金等の返済手続を提携先に委託する場合

＜提供される情報＞

①借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等、本契約に関する情報

②延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報

③提携先による保証の場合、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

＜提供される目的＞

①保証取引の提携先における継続的な管理

②提携先による返済の手続き

２．私は、本契約が提携ローンで、借入金を提携先の指定口座への振込の方法により受領する場合は、提携先に対し、以下の個人情報が提供されることに同意します。

＜提供される情報＞

氏名、借入金額、借入日等本契約にもとづくローンの実行に関する情報

＜提供される目的＞

提携先が本ローンの実行および借入金の受領を確認するため

第６条（個人情報の第三者提供）

１．私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法（平成１０年１０月１６日法律第１２６号）第３条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込みに係る債権の回収を委託する場合には、私の個人情報を同社との間で業務上の必要の範囲内で相互に提供し、利用することに同意します。

２．ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。

私は、その際、私の個人情報が当該譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第７条（個人情報の利用・提供の停止）

１．銀行は、第１条（個人情報の利用目的）の＜利用の目的＞⑪に規定している利用目的のうち次に規定するものについては、私から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。

銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および提携先の宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付。ただし、返済予定表等の取引書類余白への印刷等によるものは、停止することはできません。

２．前項の利用・提供の停止の手続きについては、銀行のホームページに掲載いたします。

３．本申込みによる契約が不成立の場合であっても、第１項に規定する場合を除き、本申込みに係る個人情報の利用・提供を停止することはできません。

第８条（不同意等の場合の取扱い）

銀行は、私が本申込みまたは契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、または本同意条項の全部もしくは一部に同意できない場合は、本申込みによる契約をお断りすることがあります。

第９条（開示・訂正等）

個人情報保護法に規定する開示・訂正等および第７条に規定する利用・停止の手続きについては、銀行のホームページに記載いたします。なお、第２条および第３条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません。）。

＜本店所在地＞　千葉市中央区千葉港１－２

https://www.chibabank.co.jp/

各本支店の電話番号は銀行のホームページに掲載されております。

第10条（申込み事務を委任する場合の取扱い）

この同意書とともに提携ローン申込書を提出する場合には、本申込みに係る事務を申込書に記載の提携先に委任します。ただし、諾否の回答は私に対して直接行ってください。私は、銀行が、本申込みに関する諾否の結果を私に対して直接回答するのとは別に、記載の提携先に対して行うことに同意します。

以上

【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）】

第1条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用）

1　エム・ユー信用保証株式会社（以下「エム・ユー信用保証」といいます。）は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）に申込者および保証委託契約者（以下「申込者等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

2　エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。

3　加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（CIC）
登録する情報（当該情報の登録期間）	・申込情報（照会日から6ヶ月以内） ・本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間） ・契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内） ・取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）	・本契約にかかる申込みをした事実（エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間） ・本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内） ・債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）

4　加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

5　申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

6　加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名　　称	株式会社 日本信用情報機構
連 絡 先	0570-055-955
ホームページアドレス	https://www.jicc.co.jp/
名　　称	株式会社 シー・アイ・シー
連 絡 先	0570-666-414
ホームページアドレス	https://www.cic.co.jp/

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名　　称	全国銀行個人信用情報センター
連 絡 先	03-3214-5020
ホームページアドレス	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

第2条（個人情報の内容）

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

⑴申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。

⑵本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、カード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、フリーローンお申込みの場合は借入要項。

⑶本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。

⑷本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。

⑸加盟先機関から取得した申込者等の個人情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）。

⑹申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類（本籍地情報を含みます。）の記載事項。

⑺エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。

⑻「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項（本籍地情報を含みます。）、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。

⑼登記簿等から取得した会社情報（代表者の氏名、生年月日を含みます。）、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

第3条（個人情報の利用目的）

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

⑴与信判断のため。

⑵与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。

⑶与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。

⑷申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。

⑸与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。

⑹エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

第4条（個人情報の第三者への提供）

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

⑴エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。
①株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）。
②ホームページにて公表している提携会社。
③申込者等の親族等。

⑵エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。
①第2条⑴～⑼の情報。
②与信評価情報。

⑶エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

第5条（個人関連情報の第三者取得）

エム・ユー信用保証は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、申込者等の個人データとして取得し、エム・ユー信用保証の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

第6条（金融商品等およびサービスのご案内）

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

⑴第3条⑸のご案内を行うとき。

⑵申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

第7条（個人データの取扱いの委託等）

1　申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。

2　申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先（以下「両社」といいます。）が、情報提供に関する取決めをしたうえ、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

1　申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。

2　エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

第9条（本同意条項に不同意の場合）

1　エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとします。

2　第6条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

第10条（本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供、預託）

申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

第11条（問合わせ窓口）

第6条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第8条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター（03-6838-0003）まで連絡するものとします。

第12条（本同意条項の変更）

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。
https://www.mucg.co.jp/

エム・ユー信用保証株式会社

◆下記をA4サイズ用紙に印刷して、糊付けがはがれないように封筒をご作成ください。
なお、印刷設定は、原寸のまま印刷し、縮小・拡大印刷はしないでください。

③

i 封入前にご郵送いただく書類をいま一度ご確認ください。

ご郵送いただく書類

1. □利用申込書兼保証委託依頼書〈銀行提出用〉

2. □本人確認資料の写し(現住所の記載があるもので、以下のいずれか1点)

(1) 運転免許証※1　(2) パスポート※2　(3) 個人番号カード※3(表面のみ)　(4) 在留カード※1　(5) 特別永住者証明書※1　(6) 健康保険証※4　等

※1 姿勢事項がある方については、表・裏両面の写し が必要です。
※2 顔写真のページ「お持ち記入欄」(お名前・住所等記入面所)の両方の写し が必要です。
※3 表面のみ写しをご提出ください。個人番号が記載された裏面は提出いただかないようお願いします。
※4 ・「お名前」、「現住所」、「生年月日」の記載のある箇所全ての券面の写し をご提出ください。
・裏面に現住所の記載がある場合は、表面・裏面の両方の写し が必要となります。
・ご契約までに追加の本人確認資料の写し が必要となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. □所得証明書類の写し(50 万円を超える借入極度額 / お借入金額を希望される方)

仮審査の結果、50万円を超える お借入極度額/お借入金額を希望される方は、ご本人さまの直近のご年収を確認できる書類をご提出いただくことになるため、上記書類とともにあらかじめ所得証明書類を ご同封いただくこともできます。
(注) お借入極度額/お借入金額が50万円以下の場合は、所得証明書類の提出は必要ございません。

【以下のいずれか1点】
(1) 源泉徴収票※1　(2) 住民税決定通知書※1　(3) 給与明細書※2・賞与明細書※3　(4) 確定申告書 第一表(収入金額等が確認できる 頁)※4　等

※1 最新のもの。
※2 1ヶ月分でも書類が可能です。(支給日または発行日から月以内のもの)
※3 過去1年分の賞与明細書を併せてご提出いただいた場合、給与明細書の金額に加算させていただきます。
※4「税務署受付印」のあるもの。e-Tax利用の場合は申告書の写しおよび受信通知をご提出ください。(直近1期分)

①

②

山折

山折

山折

山折

切手を貼ってご投函ください。(5g以内110円)

2 6 0−8 7 9 0

（受取人）

千葉市中央区今井2丁目11番1号

株式会社 千葉銀行

蘇我事務センター
ローン集中センター　行

このウラにのりをつけて、③と貼りあわせてください。
（はがれないようしっかりと貼りあわせてください）

この部分にのりを付け②の裏面と貼りあわせてください。
（はがれないようしっかりと貼りあわせてください）

この部分にのりを付け①の裏面と貼りあわせてください。
（はがれないようしっかりと貼りあわせてください）

◆下記をA4サイズ用紙に印刷して、書類をご送付する際にご利用ください。
両面印刷の場合は、封筒の中面として、そのままご利用ください。

谷折

この用紙は、書類をご送付する際にお客さまの個人情報を保護するためのものです。
この用紙を二つ折りにし、「ご郵送いただく書類」をはさんで返信用封筒に入れてください。